

令和元年度第3回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 令和2年1月29日（水）

午後1時15分から

場 所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) (仮称)野田市手話言語条例の制定について (答申)

3 その他

4 閉 会

野田市手話言語条例（案）について、パブリック・コメント手続  
によって寄せられた意見と意見に対する考え方

- 1 意見の募集期間  
令和元年12月4日（水曜日）から令和2年1月8日（水曜日）まで
- 2 意見の募集結果  
提出意見数 18件
- 3 意見の概要と意見に対する考え方  
野田市手話言語条例（案）パブリック・コメント手続結果一覧

## 野田市手話言語条例（案）パブリック・コメント手続結果一覧

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
1	第6条 (1)	スーパーでもレジが機械になってきている。 やり方を教わるのも困難です。 手話が通じるととても助かります。 手話を覚えてほしいです。 条例は賛成です。	頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら、多くの方が手話を学ぶことができる場や手話による意思疎通を行うことができる環境を整えられるよう施策を進めてまいります。	修正無し
2	第6条 (1)	手話言語条例は賛成です。 ろうあ者と話すときにマスクをしています。 私たちは、口元を見て読み取っています。 見えないと困ります。 ろうあ者を理解して手話も覚えてほしい。	頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら、手話に対する理解の促進を図る施策の中で、手話を言語として日常生活を営んでいる方の特性に対する理解も深めてまいります。	修正無し

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
3	全般	<p>私は手話通訳の仕事に携わる者として、野田市が積極的に手話言語条例立ち上げに動いて下さっていることに対し、大変有り難いことと思っております。</p> <p>ただ、今までの経過を知る立場から申し上げますと聴覚障がいの方々この条例を今ひとつ把握し切れていない。</p> <p>会場の場では、うなずきはあるものの、個々になると「難しい。わからない」がほとんどである。</p> <p>聴覚障害者協会が全会員を巻き込んでいない。</p> <p>条例そのものや、実行委員会開催、またそこへの参加を促す連絡も一部の人にしか届かず、大切な条例にもかかわらず知らない人もいます。</p> <p>これが実情です。このままですと、折角の手話言語条例も「無意味なものになるのでは」と心配です。</p> <p>私の解釈が間違いでなければ、ここに示された（案）は、骨子であろうと思われます。条例施行後、より具体的な施策が示されることと思いますが、その策定の際には、どうか、要望を聞いて第三者がそれを具体化するのではなく、聴覚障がいの方々が「自分達の条例なんだ。主体で動くのは自分達」ということに気づけるよう、促しやご指導を戴きたいと思ひます。自ら活動することによって得られるであろう達成感が、更にその先の活動につながっていけば、野田市の手話言語条例は、本当の意味を成したことになるのではないのでしょうか。</p>	<p>条例制定後にどのような施策を進めていくかが非常に重要であると認識しています。また、施策の推進に当たっては、手話通訳者を始め手話を必要とする当事者の協力や思いが重要と考えており、皆様が自ら活動できる環境を整えられるよう進めてまいります。</p>	修正無し

## 野田市手話言語条例（案）パブリック・コメント手続結果一覧

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
4	第6条 (1)	手話言語条例賛成 落とし物（スマートフォン）をした時、届けるのに手話で話せないのではとても困る。 皆さんが手話ができると急ぎの時でもすぐに伝えられるので助かる。	頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら、多くの方が手話による意思疎通を行うことができる環境を整えられるよう施策を進めてまいります。	修正無し
5	第6条 (2)	手話言語条例は賛成です。 市役所の中で各課にもかんたんな手話のコミュニケーションができるようになってほしい。 (2) 警察署、消防署（救急）は、万一事故を起こす時のコミュニケーションができないので手話教室（講習会）を開き手話を広めたい。（介護関係、病院、学校、会社、自治会など） (3) 災害時の避難所での情報提供（水、弁当、毛布配布など） 耳がきこえないので身近な人が手話で教えて上げれば助かる。	頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら、市役所はもとより、多くの方が手話による意思疎通を行うことができる環境を整えられるよう施策を進めてまいります。	修正無し
6	第6条 (3)	関宿に住んでいるろう者が情報を得やすい様に本庁の設置通訳者とタブレット意思疎通できる様にしてほしい。	頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら、手話による情報を得やすい環境の整備に取り組んでまいります。	修正無し

# 野田市手話言語条例（案）パブリック・コメント手続結果一覧

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
7	-	<p>私は手話言語条例のことは賛成です。 私は耳が不自由なのでどこでも通じない。 だから、例えばスーパー、病院、歯科医、コンビニ、ホームセンター、電気屋、お店、など問合せに手話の出来る人が来てほしいのです。よろしく願いします。</p>	<p>頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら、日常生活において多くの方が手話による意思疎通を行うことができる環境を整えられるよう施策を進めてまいります。</p>	修正無し
8	<p>第6条 &lt;施策の案 &gt; (1)</p>	<p>手話普及啓発物資の（学校用、一般市民用及び事業所用）配布の件 手話を学ぶ上での資料（物資）以上に聴障者を支える（人材）ボランティア活動を推進、維持できる環境を整えてほしい。技術習得以上に人と人との交流が大事なのです。「人」が宝！手話の普及には「物」より人。</p>	<p>条例制定後の施策について、参考資料の想定される事業は、一例として記載したものです。手話の普及促進については、手話を必要とする方と今まで必要としない方が交流する機会が重要であると考えています。地域に密着した交流の機会を通して手話の普及促進を図ってまいります。</p>	修正無し
9	<p>第6条 &lt;施策の案 &gt; (4)</p>	<p>今は手話奉仕員養成の為の講座が段階的に開催されていますが、資格をめざす人達の場の他にも広く「今よりさらに上の技術（手話表現力）等を身につけ、学べる様、サークル会員内の指導の他に専門家からの指導が受けられる機会があると良い。</p>	<p>手話奉仕員養成講座は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の地域生活支援事業の一事業として実施しており、今後も開催を継続してまいります。そのほか、手話による意思疎通ができる方を増やす取組を実施してまいります。</p>	修正無し

## 野田市手話言語条例（案）パブリック・コメント手続結果一覧

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
10	<p>&lt;施策の案&gt;                      想定される事業                      (1)、                      (4)</p>	<p>(1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るための施策                      ⇒手話普及啓発物資（学校用、一般市民用及び事業所用）の配布                      聴覚障害者のこれまでの大変な苦勞の歴史を理解してもらう為に「段また段を成して」、「ゆずり葉」を市民に無料で上映してほしい。</p> <p>(4) 聴覚障害者が特に手話による意思疎通を必要としている施設、例えば市役所、病院、スーパーマーケット、保健センター、銀行、郵便局、警察署、消防署、ハローワーク、駅、介護施設、医院、保健所、ホテル、旅行会社、ホームセンター、コンビニその他いろいろあります。                      各事業所として各1名ずつ「手話奉仕員養成講座」を就業時間中に受講してもらう。若い人に手話を覚えてもらう必要がある。</p>	<p>条例制定後の施策について、参考資料の想定される事業は、一例として記載しているものです。例示した事業のほかにも頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら進めてまいります。</p> <p>また、手話奉仕員養成講座の受講に関しては、各施設への受講を促進するための協力を依頼していくほか、講座の実施時間帯等について検討し、受講しやすい環境づくりを検討してまいります。</p>	修正無し

# 野田市手話言語条例（案）パブリック・コメント手続結果一覧

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
11	-	<p>ろう者、難聴者、中途失聴者に対する社会参加の促進、市民等が（事業者を含む）ろう者等への理解と実践の根幹となる理念を唱えた「野田市手話言語条例（案）」は、当然、制定・施行され次の具体的な行動に移行することを期待します。</p> <p>理念条例の性格を有するとはいえ、他市の条例では「災害対応」等の踏み込んだ内容も見受けられるので、意識の高揚が冷めないうちに、普及・促進のための責務・努力義務などを明記出来るよう関係機関との調整・協議を期待します。</p> <p>現在、健常者である市民の皆さんも、障がい者の予備軍だと思います。事故に遭遇、加齢・高齢による機能の低下による身体不自由、補装具の着用など、こうしたことから聴覚障がい他人事でない意識が醸成されることを望んでいます。</p> <p>市当局では、大変な尽力で障がい者に対する諸施策を推進していると感謝していますが、どうぞ、この条例は理念条例のため独自性は出しにくいと思いますが、個別・具体的な行動計画策定に当たっては、野田市の特色を大いに出してください。バリアフリー対策を超えたユニバーサル・デザインの野田市を楽しみにしています。</p>	<p>災害対応について、第6条（施策の策定及び推進）に「災害時における手話による情報を得やすい環境を整備する施策」を加え修正します。条例制定後の具体的な施策については、頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見を取り入れながら進めてまいります。</p>	修正有り

# 野田市手話言語条例（案）パブリック・コメント手続結果一覧

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
12	—	<p>「障害者基本法」の改正で3条3項の条文中「言語」にカッコ付で「手話を含む」となったことをきっかけに本件条例制定とのことであるが、同条文中では「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」としているのであって、ことさら手話に特化した本件条例の制定には合理的な理由は見えない。むしろ本件条例が現状のまま制定されれば、手話以外その他の意志疎通のための手段について市の施策上軽視されることにつながる恐れがあるのではないか。</p> <p>千葉県においては「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」と条例名を定め、同条例の2条（定義）においても手話等の意味について「手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談その他の聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段をいう」とし、手話に限定した条令としていない。</p> <p>千葉県の同条例のように手話言語等条例として手話以外の意志疎通手段を網羅した条令とすべきではないか。</p> <p>仮に手話に限定した条令制定に合理的な理由があればそれを説明する必要があるのではないか。</p>	<p>市では、当初から手話を言語として位置付けることを目的とした「手話言語条例」と「言語を利用した要約筆記、筆談、点字などの意思疎通手段の利用促進を図ること」を目的とした「（仮称）障がいのある人となない人との円滑な意思疎通を推進する条例」の2つの条例制定を進めています。</p> <p>2つの条例を制定することについては、障がい者団体から意見を伺った上で、令和元年8月28日に野田市障がい者基本計画推進協議会に諮問しております。</p>	修正無し

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
13	—	<p>介護や医療の現場での手話ができる人は、とても必要です。実際、手話を学びたい人もいます。しかし、仕事が忙しくてなかなか手話奉仕員養成講座を受講できません。会社や施設等で、積極的に受講を勧めていただけるように、趣味等の講座と区別して扱っていただきたい。是非 受講して欲しい講座として行政から、企業や施設等に働きかけていただきたい。また、具体的な案（例えば、就業者とする。もし、無理なら、手話講座を受ける時は、有給や休みをとりやすい等）を、明記していただきたいです。実際、受講したくても、仕事を休めないで受けられない人が、かなりいます。時間のある人が手話養成講座受講するのではなく、必要でやる気のある人に多く受講していただき、色々場所で活躍していただきたいです。</p> <p>また、今の通訳派遣だと、ろう者が講座(ヘルパー等)の講座を受ける時などは、難しいと聞きました。でも、そのような場所にも派遣していただき、ろう者の方が、自立して仕事ができるように応援していただきたい。</p> <p>手話言語条例の制定し、手話を言語として認めていただける事を全力で応援させていただきます。</p>	<p>手話奉仕員養成講座の受講について、使用者の指示により業務に必要な学習等を行う時間は、労働時間として扱うとされていることから、事業者の役割として理解を求めると同時に、受講促進の協力を依頼していくほか、講座の実施時間帯等について検討し、受講しやすい環境づくりを進めてまいります。</p> <p>市の意思疎通支援者の派遣事業につきましては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一事業として実施しており、派遣の対象は、「日常生活及び社会生活を営むために必要なもの」としているため、派遣の対象外となりますが、主催者側に配慮して実施できるよう周知してまいります。</p>	修正無し

## 野田市手話言語条例（案）パブリック・コメント手続結果一覧

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
14	ー	手話は言語である事 聴覚障害者にとって手話は死ぬまで必要な 事です。 手話言語条例を制定してほしい。	聴覚に障がいのある方にとって手話の重要性を受け止め、条例の目的に沿って、手話に関する施策を進めてまいります。	修正無し
15	手話言語条例について	手話サークルに入会しております。 私自身も少し難聴がありますので言語条例ができる事に賛成です。 市の職員や病院など生活に必要な場所で手話を広めていただきたいです。	頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら、市の職員や病院など生活に必要な場所に限らず、日常的に手話による意思疎通ができる環境づくりを進めてまいります。	修正無し

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
16	-	<p>手話言語条例は、聴覚障がい者のみならず、多様な障がい者と市民が共生できる社会の構築に大きな力となると思います。</p> <p>特に、資料の第6条の施策案の、「学校への出前授業」に期待しています。児童生徒は、特別支援学級等の障がい児と交流の機会もあります。子供時代の「障がい」と向き合う体験の積み重ねは、付け焼刃ではない「共生」を自然に身につける助けになると思います。また、県のHPの「千葉県教育委員会/学校における手話等の普及について」の文章の中に「公立幼稚園」等での理解の促進に触れられています。学齢期以前の子供達への普及にも期待します。自閉症(発達障害)の幼児は、医療機関などで「マカトンサイン」という、手話のような動作を教えられる場合があります。言葉でのコミュニケーションが難しい場合の助けとなります。幼稚園等で、幼い子供同士が、障がいのある子も無い子も、覚えてたての手話で、「おいしいね」「たのしいね」と伝え合う様子を想像します。小さな一歩でも未来につながる希望です。ぜひ、学校だけでなく幼稚園等への普及も、施策の案に加えていただければと思います。”多様性を認め、コミュニケーションを大切にすることが、条例(案)にある、「全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の構築」につながると、この野田市手話言語条例に期待しています。</p>	<p>障がいに対する理解について、頂いたご意見のとおり、障がいのある人との交流等を通じて、早期に障がいに向き合う経験が必要であると考えています。条例制定後の施策について、参考資料の想定される事業は、一例として記載したものです。例示した事業のほかにも頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら施策を進めてまいります。</p> <p>また、令和2年度以降において、「(仮称)障がいのある人となない人との円滑な意思疎通を推進する条例」を制定し、いろいろな情報伝達手段の普及啓発も図ってまいります。</p>	修正無し
17	-	条例の制定には賛成致します。	条例の目的に沿って、手話に関する施策を進めてまいります。	修正無し

## 野田市手話言語条例（案）パブリック・コメント手続結果一覧

No.	該当箇所	意見	意見に対する考え方	案の修正
18	第6条	<p>「手話の街を目指して」のスローガンを掲げて20年余り。手話通訳設置事業、情報通信技術の進歩により、聴覚障がい者の生活は改善されてきているが、まだまだ手話及びろう者への理解は少ない。手話言語条例が制定され、手話の普及、理解が広がることを願っている。</p> <p>手話を学習する機会として、市役所、警察、消防、病院、企業、自治会、学校（児童、生徒）等々、対象者に応じたテキスト・パンフレット等の作製</p> <p>現行の養成事業の他に開催回数、曜日、時間帯の工夫施策の想定される事業が実現され、どこに行っても手話で通じる社会になるよう協力していきたいと思っている。</p>	<p>条例制定後に実施する施策に関しては、頂いたご意見や障がい者関係団体等のご意見も頂きながら進めてまいります。</p> <p>また、養成事業の実施については、実施時間帯や曜日について検討し、受講しやすい環境づくりを検討してまいります。</p>	修正無し

## 野田市手話言語条例（案）

手話は、言語であり、物の名称や自らの意思を、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するものである。

手話を必要とする者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまでは手話が言語として認められていなかったことや、手話を使用することができる社会環境が整備されてこなかったことなどから、手話を必要とする者は、必要な情報を得ることや手話を必要とする者以外の者との意思疎通を図ることも難しく、日常生活や社会生活の中で不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、平成18年に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約において手話が言語であることが明記され、平成23年8月に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、いまだに地域社会において手話が言語であるということの理解の深まりを感じる状況に至っていない。

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の構築を目指し、この条例を制定する。

## （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進し、もって障がいの有無にかかわらず共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

## （基本理念）

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進は、手話を必要とする者が手話を言語として意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、全ての市民等が互いにその人格及び個性を尊重し合うことを基本に行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策（以下「手話普及促進等施策」という。）を講じなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、この条例への理解を深めるとともに、市が実施する手話普及促進等施策に協力するよう努めるものとする。

(県との連携)

第5条 市は、手話普及促進等施策を講ずるに当たっては、千葉県と連携を図るよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、手話普及促進等施策を講ずるに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策について定め、これを総合的に推進しなければならない。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るための施策
- (2) 市民等が手話を学習する機会を確保するための施策
- (3) 市民等が手話による意思疎通を行うことができる環境及び手話に関する情報を得やすい環境を整備する施策
- (4) 手話による意思疎通を支援する者の養成及び拡充を図る施策
- (5) 災害時における手話による情報を得やすい環境を整備する施策**

**(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策**

2 市は、前項各号の施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



令和2年1月29日

野田市長 鈴木 有 様

野田市障がい者基本計画推進協議会

会 長 渡 辺 隆



(仮称) 野田市手話言語条例の制定について (答申)

令和元年8月28日付け野保障第362号で諮問のありました「(仮称) 野田市手話言語条例」について、当協議会において、慎重に審議した結果、別紙の「野田市手話言語条例 (案)」のとおり答申いたします。

## 野田市手話言語条例（案）

手話は、言語であり、物の名称や自らの意思を、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するものである。

手話を必要とする者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまでは手話が言語として認められていなかったことや、手話を使用することができる社会環境が整備されてこなかったことなどから、手話を必要とする者は、必要な情報を得ることや手話を必要とする者以外の者との意思疎通を図ることも難しく、日常生活や社会生活の中で不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、平成18年に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約において手話が言語であることが明記され、平成23年8月に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、いまだに地域社会において手話が言語であるということの理解の深まりを感じる状況に至っていない。

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の構築を目指し、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進し、もって障がいの有無にかかわらず共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進は、手話を必要とする者が手話を言語として意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、全ての市民等が互いにその人格及び個性を尊重し合うことを基本に行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策（以下「手話普及促進等施策」という。）を講じなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、この条例への理解を深めるとともに、市が実施する手話普及促進等施策に協力するよう努めるものとする。

(県との連携)

第5条 市は、手話普及促進等施策を講ずるに当たっては、千葉県と連携を図るよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、手話普及促進等施策を講ずるに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策について定め、これを総合的に推進しなければならない。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るための施策
- (2) 市民等が手話を学習する機会を確保するための施策
- (3) 市民等が手話による意思疎通を行うことができる環境及び手話に関する情報を得やすい環境を整備する施策
- (4) 手話による意思疎通を支援する者の養成及び拡充を図る施策
- (5) 災害時における手話による情報を得やすい環境を整備する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。